

自然科学研究機構基礎生物学研究所 I B B P センター規則

平成 24 年 6 月 29 日
基研規則第 5 号

(趣旨)

第1条 この規則は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成 16 年自機通則第 1 号）第 37 条第 2 項の規定に基づき設置された自然科学研究機構基礎生物学研究所 I B B P センター（以下「センター」という。）の組織運営について自然科学研究機構基礎生物学研究所規則（平成 16 年基研規則第 1 号）第 3 条の規定により定めるものである。

(設置目的)

第2条 センターは、連携する大学サテライト拠点と協力し、生物遺伝資源をバックアップ保管するとともに、利用者の依頼に応じてリソースの回復や返却を行う。また、生物遺伝資源の高度な質的管理と付加価値の向上を図るとともに、新規凍結保存法の開発等を行う。これにより生物遺伝資源の毀損や消失を回避し、大学等における円滑な研究活動支援のための拠点を形成する。

(職員)

第3条 センターに、次の職員を置く。

- 一 センター長
- 二 研究教育職員
- 三 年俸制職員
- 四 その他必要な職員

(研究施設長)

第4条 センター長は、研究所の教授、大学共同利用機関法人自然科学研究機構年俸制職員就業規則（平成 23 年通則第 5 号）に定める特任教授又は特任准教授をもって充てる。

2 センター長は、研究施設の業務を掌理する。

附 則

この規則は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。